

正本

平成21年(ワ)第745号 地位確認等請求事件

原告: 久木野憲司

被告: 長崎県公立大学法人

原告第8準備書面

平成22年1月13日

長崎地方裁判所 民事部2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 木佐 茂 男

同 北爪 宏 明

記

第1 保全異議事件の決定

1 原告は、本訴とともに被告を相手方(債務者)として、本件懲戒処分が無効であることを前提に賃金仮払の仮処分を申し立てていた。上記申立てについては、平成22年2月8日、御庁裁判官によって、本件懲戒処分が無効であることを前提に月20万円の範囲で債務者(被告)に賃金仮払を命じる決定が出された(甲127)。

上記決定に対し、債務者である被告は、保全異議を申し立てていたが、平成22年12月9日、改めて懲戒処分が無効であることを認定の上、上記決定を認可する旨の判断がなされた(甲264)。

上記決定は、下記のとおり、理由が不十分ないし不適切となっている部分も見受けられるが、懲戒処分が無効であるとの結論については妥当なものといえる。

2 甲264の決定文は、「そして、債務者に提出された前記各申請書に対応する各

兼業従事許可書には、いずれも「やむを得ず、勤務時間内に上記団体業務に従事する場合は、勤務時間の振り替え申請が必要である。」と記載されている(乙3の1ないし3の4)」とする(同決定文3頁第2-1(2))。

しかし、実際には平成15年度、16年度にはそのような振替申請が必要である旨の記載はない。これは本訴においても同様である。

- 3 甲264の決定文は、「なお、前記各申請書のうち、平成17年、平成18年に係るものはいずれも同年4月24日位降に、平成19年に係るものは同年5月13日以降に、平成20年に係りるものは同年6月24日以降にそれぞれ提出されており(甲121ないし124)、したがって、前記各許可書もそれぞれに係る申請書が提出された後に債権者に交付されたことが推認される。」とする(同決定文3頁第2-1(2))。

このように、兼業許可手続が非常に杜撰であり、振替問題も含めて、被告が大学としてほとんど気にしていない取るに足らない問題であったことが保全事件の裁判所の判断中でも明らかにされている。

- 4 甲264の決定文は、「債権者は同年4月1日に同大学が地方独立行政法人化により債務者となったことに伴い、債務者との間で雇用関係が承継されたが、この雇用関係の承継に伴い、それ以前における地方公務員法29条所定の懲戒権も債務者における就業規則と整合する限りにおいて承継されたものと解するのが相当である。」とする(同決定文19~20頁第3-2)。

しかし、地公法にあった公開の事後聴聞手続は法人化後は承継されていない。つまり、上記決定は、法人化後の被告大学の懲戒規程の不備な部分については、目をつむっており、全体として両懲戒規程の整合性については判断していない。原告は、地公法時代に関する不利益処分については公開聴聞を受ける権利を喪失している。このような不利益変更は無効であることは明らかである。

また、そもそも、その当時から被告が認識していた(少なくとも容易に認識し得た)平成15年から平成16年の事実について、平成21年になってから、5~6年も遡って懲戒処分を行えるかという点について、その有効性に強い疑念が残るところである。刑事事件の時効制度と比較しても、このような処分を肯認す

ることはあまりに労働者を長期間不安定な状態に置くことを意味し、上記被告の認識を合わせ考えれば、もはや時期を逸したものとしてこの部分についての懲戒権は失効ないし放棄されたものと解するのが相当である。仮に、懲戒権が存しているとしてもその行使は権利濫用に該当する。

- 5 甲264の決定文は、同決定文別紙欠勤状況一覧表の欠勤が本件懲戒処分の対象事実であるとした上で（同決定文19頁第3-1）、「債権者が本件大学の勤務時間中に勤務時間の振替えを受けないまま兼業業務に従事していた日及び時間が相当あることが認められる。」とする（同決定文20頁第3-3）。

この点は、原告は根拠を欠くものであるとして求釈明を求めていたが保全事件が本訴とは異なり疎明で足りるため、被告（債務者）作成にかかる欠勤状況一覧表のみで認定されることとなった。本訴においては、証明まで必要であり、客観的な根拠資料の提出を求めているところである。本訴において、**被告より乙38として提出された欠勤状況一覧なるものは、被告の平成22年9月15日付証拠説明書によると「平成22年9月15日」作成である。**このように乙38が本訴後に作成されたものであることは被告自身が認めるところである。また、上記証拠説明書の立証趣旨は、「原告の欠勤状況の詳細」となっている。したがって、乙38に証拠価値がないことは論を俟たない。

被告は、本件懲戒当時被告が保有していた客観的資料を何ら提出しておらず、欠勤の立証ができていないことは明らかである。また、当時の客観的資料を提出することもせずに、やみくもに被告が根拠なく挙げた日時全てについて、欠勤ではないことの立証を原告に求めることは、本訴においては、立証責任分配の点からして不適切である。

そして、**そもそも本件懲戒の対象となった事実が本件懲戒前に特定できていなかったことに加え、本件懲戒の「事前」手続において、被告が原告に具体的日時を一切示していない**ことは従前の主張・立証のとおりである。このような状況で、被懲戒予定者がそもそも有効な弁明などできるはずがないのである。

したがって、かかる手続面だけからも、被告による何らの立証がない以上、本件懲戒処分が違法であるといえる。

6 甲264の決定文は、「前記第2、1(5)アの各文書によって提出を求めたのは、債権者が兼業従事許可の条件に反し、本件大学における勤務時間中に兼業に従事した事実の有無を確認するためであって職務命令に当たると解される」とする(同決定文21頁第3-4)。

しかし、被告は「お願い」という形で提出を求めているのである。「お願い」に応じるか否かは原告の自由であり、「お願い」に応じる法的義務があるとするのであれば、これはまさに騙し討ちである。任意の「お願い」が職務命令という義務を伴うものに突如転嫁する法的根拠(理由、要件等)につき、上記決定文は何らの説明がなく、論理の飛躍も甚だしい。この点、本訴において被告も何ら合理的説明ができていない。

7 甲264の決定文は、「債権者はこれに応じて求められた記録等を提出しておらず、職務命令に違反した」(同決定文21頁第3-4)とする。

しかし、求められている調査対象事実、資料が何かも分からないのであるから、「記録等」の範囲も分かるはずがない。事前手続の真髓を理解していない表現と判断である。このような論理が通用すれば、使用者は、労働者の理解できない方法で職務命令違反をいとも簡単に作ることができ、不当であることは明らかである。

8 甲264の決定文では、被告が、頑なに否定する点について、次のような認定がなされている。

(1) 「同局長(注:被告大学の■■■■事務局長)はバイオラボの事業に関して深く関わっていた」(同決定文22頁第3-5(2)ウ)

(2) 「債務者(注:被告)において、債権者(注:原告)がその勤務時間中にこれら兼業に係る業務に従事することは認識していたものである」(同決定文23頁第3-5(2)オ)

(3) 「バイオラボの事業は、本件大学(注:被告)がいわば肝いりで進めてきたということができ、県としても多大な支援をしてきたことが認められる」(同決定文23頁第3-5(2))

上記のような事実は、客観的証拠から認められるものであり、それらを被告が

根拠なくひたすら否定しているという事実自体が、長崎県政界や県の強い影響を被告が受けていることを意味している。

すなわち、被告が長崎県政界や県の意向を汲んで行動したと認めることは、長崎県政界や県の責任問題にも波及することから、最終的に被告自身が責任追及されることになってしまう。形式的に独立した立場にあるとはいえ、予算を握られ、理事者及び事務局に多数の県からの出向者が送り込まれている被告としては、長崎県政界や県の意向を汲みつつも、そのことを認めることはできないのである。

長崎県政界は、バイオラボの破綻により焦げ付いた補助金の責任問題の矛先が自らに向かわないよう責任を取る者を作る必要があった（甲63）。その対象とされたのが、当時社長であった原告なのである。長崎市は、原告が事前に言い分を聞いてもらいたい旨申し入れしたにも拘わらず（甲28、30）殊更に見捨てられ、原告を詐欺罪で刑事告訴までし、長崎県議会は、百条委員会での原告の証言に関し、地方自治法違反（偽証罪）で刑事告発までした（甲11～14、17、19～27、31～52、54～71）。なお、後述第2のように両事件とも不起訴（嫌疑不十分）となったのである。

このような情勢の下で原告が勤務する大学である被告に対し、原告を処分するよう各種の圧力があつたことは従前の主張・立証のとおりである（甲58）。そして、被告は、長崎県政界の強い影響下にある中、理事長以下大学執行部三名が県議会の参考人招致を受ける日が間近に迫っており、一刻も早く原告を処分したという既成事実を作つて県議会の意見聴取に備える必要に迫られていたのである。そのため、大学の自治などかなぐり捨てるかのように、十分な手続を踏むこともなく、従前の経緯、実態を十分に考慮することもなく、結論先にありきで本件懲戒処分を強行したのである。

以上のような多数者の横暴により原告はその人格を不当に踏みにじられることになり、人権保障の最後の砦である司法による救済を求めたのである。したがって、本訴においても、上記(1)～(4)のような被告が長崎県政界の強い影響下で行動していたことを示す事実は、本件の本質的な部分であり、事案を理解する上で極めて重要な意味をもつのである。

9 甲264の決定文23頁第3～5において、「勤務時間外における兼業従事のみ

では到底その責任を果たすことができないことは債権者（注：原告）の使用者としての県及び債務者（注：被告）としても十分に認識し又は認識し得べきであったといえる」と認定されている。

その上で、「債権者（注：原告）から勤務時間の振替申請がなされていなかったのだから、債務者（注：被告）等としてはこれを求めるなどすべきであったにもかかわらず、少なくとも平成19年5月ころまではそうした措置がとられた形跡はうかがわれぬし、債権者（注：原告）が具体的な兼業業務に従事したことに対して勤務時間の振替申請を求められたことは平成20年12月ころまではなかった」（同決定文24頁第3-5）と認定されている。

この点は、本件においても同様にあてはまるものである。

ただし、この点は、処分対象事実の不存在（不特定）の問題と考えるべきものである。

- 10 甲264の決定文24頁第3-5において、「本件大学（注：被告）において債権者（注：原告）が果たさなければならない職務に支障が生じたことは認められぬし、本件大学（注：被告）としても同様の認識である」と認定されている。

この点、被告は、原告の職務への支障はなかったことに対しては具体的な反論・反証ができておらず、本訴においても同様の認定がなされるべきである。

- 11 甲264の決定文25頁第3-5において、「債権者（注：原告）につき職務専念義務及び職務命令に違反したことを理由として停職6か月とした本件懲戒処分は重きにすぎ、懲戒権の濫用として無効というべきである」と判断されている。

この点、本訴において、仮に懲戒処分該当の外形的事実があったとして、職務専念義務及び職務命令違反が認められるとしても、停職6か月が重きに過ぎ、懲戒権の濫用であるという点は同様に妥当するものである。

第2 不起訴

- 1 長崎市が原告を詐欺罪で告訴していた事件及び長崎県議会が原告を地方自治法違反で告発していた事件につき、不起訴処分となった（甲265、266）。

2 平成22年12月24日、長崎地方検察庁が定例記者会見にて、不起訴とした理由につき、嫌疑不十分であることを明らかにした(甲267の1～268の3)。

3 地方公共団体が、重大な人権侵害になりかねない告訴・告発をする場合、通常であれば、事前に証拠関係等十分な検討がなされるものである。そのため、自白事件で示談が成立するような場合を除き、否認事件では、公判請求されるのが通例である。

ところが、否認事件である本件で、嫌疑不十分で不起訴となった。釈迦に説法であるが、嫌疑不十分は、犯罪事実を立証すべき立場にある検察官が合理的疑いを入れない程度の立証ができないと判断した場合になすべき処分であり、裁判になれば無罪となることを意味する。この結果について、長崎市と長崎県議会に重大な政治的責任があることは言うまでもない。

嫌疑不十分となるような事件で、長崎市及び長崎県議会が、法的検討を十分に行うことなく、告訴・告発までしたという事実は、上記第1～3のとおり、本件がいかに政治的要素の強いものであるかを顕著に示すものである。

被告による本件懲戒処分もこのような政治的影響の下、結論先にありきでなされたことを裏付ける重要な事実である。

そのため、本件懲戒処分に正当な動機・目的がないことは、上記第1～5のとおり被告大学業務に支障がなかったを合わせ考えると明らかである。また、本件懲戒処分を行った経緯・時期について、被告は合理的な説明が一切できていない。処分手続前の口頭での注意等がなく、いきなり停職6か月という重大な処分を執行したことについても一切の合理的説明はない。これらは、懲戒権の濫用を裏付ける重要な要素である。

以上